

小郡市避難行動要支援者 避難支援全体計画

令和6年5月

小 郡 市

目次

第1章 総則	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の位置付け	1
3. 本計画の基本的な考え方	1
4. 本計画の構成	1
5. 対象となる避難行動要支援者	2
第2章 避難行動要支援者情報の取り扱い	5
1. 平常時における情報の収集、利用及び提供	5
2. 収集した情報の適正管理	7
3. 災害時における情報の利用及び提供	7
第3章 避難行動要支援者の支援体制	8
1. 支援の内容	8
2. 市における支援体制の整備	9
3. 地域における支援体制の整備	11
第4章 避難行動要支援者名簿と個別避難計画	12
1. 避難行動要支援者名簿への登録	12
2. 個別避難計画の作成	13
資料	15

第1章 総則

1. 本計画の目的

自然災害は、その発生の予測が難しく、避難行動等を要する場合には、個人の迅速な判断と行動力が求められる。しかしながら、高齢者や障がい者等は緊急時に自力で迅速な避難行動をとることが難しく、こうした災害時における要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援が防災活動上の課題として急務のものとなっている。

このため、本市としては、災害発生時における市内の避難行動要支援者の把握、的確な情報伝達手段の確保及び適切な避難支援等を行うため、「小郡市避難行動要支援者避難支援全体計画」を策定することとした。

本計画は、本市における避難行動要支援者の支援対策について、その基本的な考え方や具体的手法を明らかにしたものであり、地域において避難行動要支援者の支援体制を構築することにより、地域の安心・安全の体制を強化することを目的としたものである。

2. 本計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「小郡市地域防災計画」に包括的に記載された避難行動要支援者対策計画を重点的に具体化したものとして位置付けるものであり、平常時及び災害発生時の避難行動要支援者への支援方法を示すものである。

3. 本計画の基本的考え方

災害時における避難活動等については、①自助（自らの力で行う）②共助（地域や隣近所の住民が助け合う）③公助（公的機関が救助を行う）により実施することとする。

しかし、避難行動要支援者においては、自助による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における公助での個別具体的な支援には限界がある。

このことから、避難行動要支援者の避難支援にあたっては、地域の住民、自治会、消防団、民生委員、ボランティア等様々な関係者・関係団体が連携し、お互いに協力しながら防災活動に取り組んでいくための組織（以下「自主防災組織等」という。）による支援を行っていくことを基本とし、自主防災組織等の活動を強化することで、地域の防災力の向上を図るとともに、迅速な情報伝達及び的確な避難誘導等の支援体制の整備を図る。

ただし、災害時の状況によっては、地域住民の多くが被災者となることもあり、共助の支援が期待できない場合があることを認識しておく必要がある。

4. 本計画の構成

避難支援計画は、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの計画を定めた「個別避難計画」により構成する。

「全体計画」とは、本計画を指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別避難計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別避難計画」とは、本計画に基づき、避難等の際に特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法を地域の自主防災組織等の単位で具体的に示したものをいう。

5. 対象となる避難行動要支援者

本計画では、国のガイドラインに基づき、避難行動要支援者を「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者」と定義し、本市における対象者は以下の要件に該当する者を基準とする。ただし、自力による避難が可能であったり、家族等の支援が受けられたり、施設入居者等の避難支援が必要ない者は避難行動要支援者から除く。

○避難行動要支援者の対象範囲

	区 分	要 件
①	高齢者	70歳以上の独居の者 75歳以上の高齢者のみの世帯の者 介護認定が要介護3以上の者
②	身体障がい児・者 (視覚・聴覚・言語・内部障がい、肢体不自由)	身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
③	知的障がい児・者	療育手帳Aの交付を受けている者
④	精神障がい児・者	精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者
⑤	難病患者	特定疾患認定患者
⑥	その他	妊産婦、乳幼児、外国人
⑦	上記以外で、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難で避難支援を希望する者	

○避難行動要支援者の特徴

区分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高齢者	一人暮らし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり等高齢者	自力での行動ができない。自分の状況を伝えることが困難。	移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制が必要。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。自分の状況を伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。医療機関との連絡体制が必要。
身体障がい児・者	視覚障がい	視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達及び状況説明が必要。避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障がい 言語障がい	音声による避難誘導の指示が認識できない。視界外の危険の察知が困難。自分の状況等を言葉で知らせることができない。	正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障がい	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
知的障がい児・者		自分で危険を判断し行動することが困難。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。
精神障がい児・者		災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。	気持ちを落ち着かせることが必要。服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。医療機関や支援者等との

			連絡体制が必要。
難病患者		難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
その他	妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。
	乳幼児 児童	危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。学校における防災教育、登下校時の安全の確保等が重要。
	外国人	日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。

第2章 避難行動要支援者情報の取り扱い

1. 平常時における情報の収集、利用及び提供

避難行動要支援者の避難誘導、安否確認又は避難後の避難所等における支援等を適切に行うためには、平常時より避難行動要支援者の情報収集と把握に努め、災害時には実際に支援活動を行う関係機関との情報共有が必要不可欠である。また、収集した情報は適宜更新を行う等実態に即したものでなければならない。

平常時における避難行動要支援者の情報収集については、避難行動要支援者のプライバシーに配慮しつつ、本人からの登録申請を基本とし、日頃からの見守り活動や福祉事業等と連携することで効率的かつ適正な手段により行う。

(1) 避難行動要支援者名簿の種類

避難行動要支援者支援名簿は以下の2種類とする。

- ① 避難行動要支援者対象者名簿：避難行動要支援者の対象要件を満たす者のうち、避難行動要支援者の対象範囲の表（第1章5. 対象となる避難行動要支援者）の①～⑤に該当する者の名簿
- ② 避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者対象者名簿のうち本人同意を得た者の名簿

(2) 避難行動要支援対象者名簿の作成

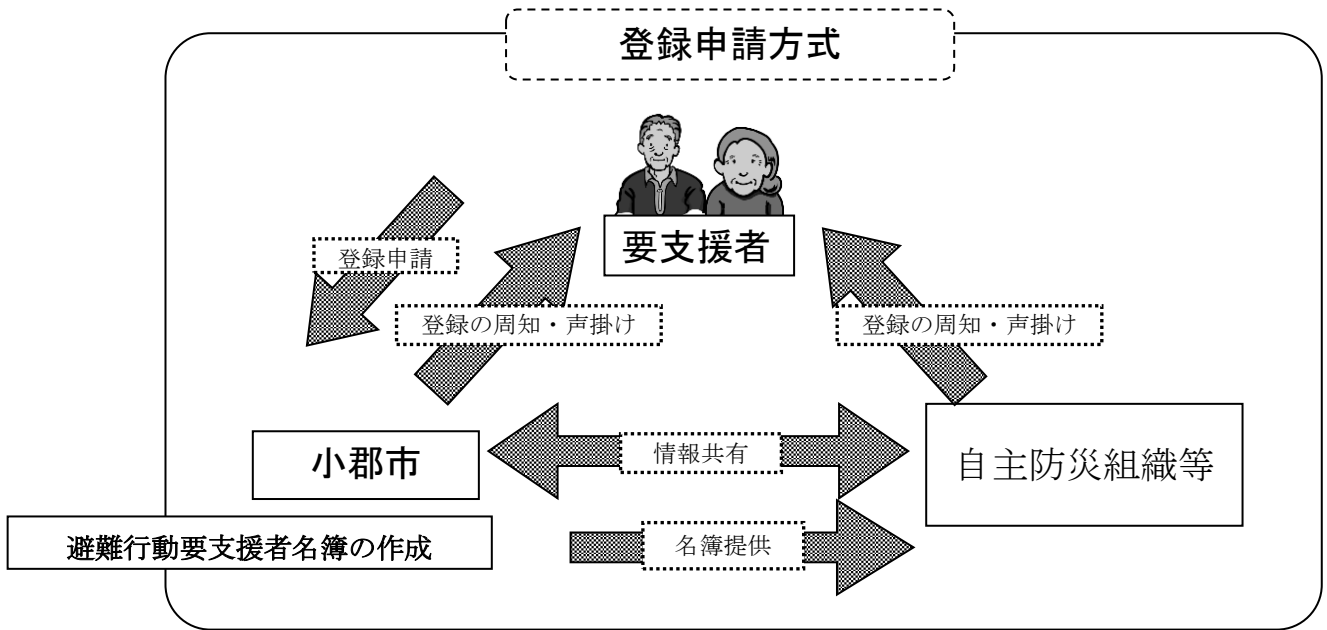
市は、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第69条第2項第1号に基づき、関係機関にて把握している避難行動要支援対象者に関する情報を集約し、それらの情報を基に避難行動要支援対象者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援対象者名簿には、氏名、性別、生年月日、住所、行政区、電話番号、居住及び身体状況、その他必要な事項を記載する。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成（登録申請方式）

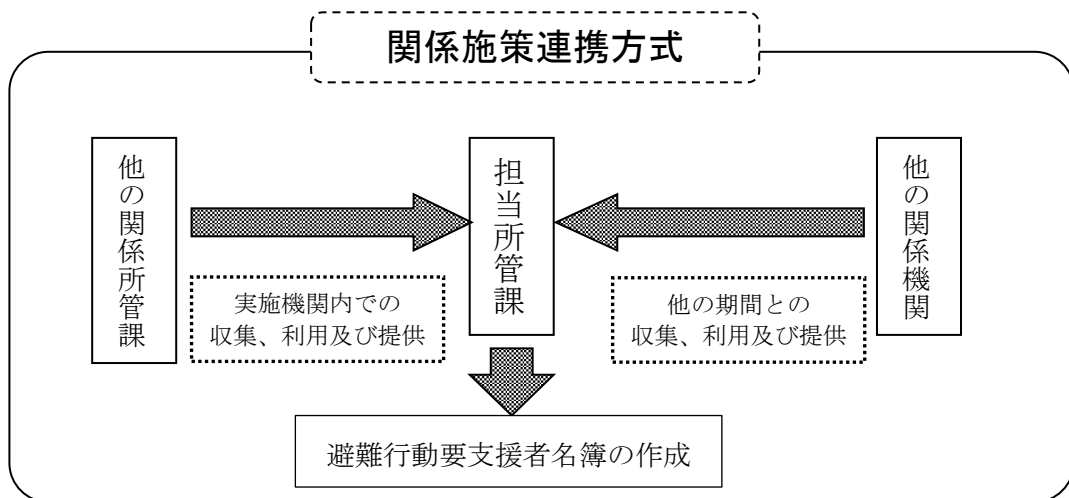
避難行動要支援対象者に該当する者で、災害時における避難支援を受けることを希望し、平常時から個人情報を関係機関内にて共有することを同意する者は、市に登録申請を行うものとする。

市は、その情報をもとに避難行動要支援者名簿を作成するとともに、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、必要に応じて地域の関係機関での情報の共有に努めることとする。



(4) 避難行動要支援者名簿の作成（関係施策連携方式）

市は、必要な範囲内で関係機関が所管する台帳等の登録者の情報（下記表記載）を避難行動要支援者名簿に登録し、平常時から個人情報に関係機関内で共有について同意を得ることで、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、必要に応じて地域の関係機関での情報の共有に努めることとする。



【避難行動要支援者対象者の情報収集先関係機関】

避難行動要支援者区分	基本情報収集先	
高齢者	長寿支援課	高齢者に関する情報、要介護者認定情報等により収集を行う。
身体障がい児・者	福祉課	各種障害者手帳台帳における情報、障がい程度区分情報等により収集を行う。
知的障がい児・者		
精神障害がい児・者		
難病患者	北筑後保健福祉環境事務所	
その他	区分に応じて関係機関と協議を行う。	その他関係機関が保有する情報により収集を行う。

※収集する情報は、平常時から個人情報に関係機関内で共有について既に同意を得ている者の情報に限る。

【参考】個人情報の保護に関する法律（抜粋）

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

2. 収集した情報の適正管理

市は、災害対策基本法および個人情報保護法に基づき、適正に保管するとともに、次に掲げる目的にのみ使用できるものとする。

- ① 避難行動要支援者の把握および情報の更新
- ② 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進
- ③ 避難行動要支援者の避難支援および安否確認

市は、避難行動要支援者対象者名簿及び避難行動要支援者名簿については原則として、年1回の更新を行う。

避難行動要支援対象者名簿については市防災担当課が管理する。

避難行動要支援者名簿については、情報更新後、速やかに避難支援等関係者へ提供するものとし、不要となった変更前の情報は適正に廃棄するものとする。

また、避難行動要支援者名簿を提供するに当たり、避難支援等関係者が適正な情報管理を図れるように次の措置を講じるものとする。

- ① 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者に対しては、その地域における避難行動要支援者の担当部分の名簿のみを提供すること。
- ② 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ③ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること。
- ④ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

3. 災害時における情報の利用及び提供

災害発生時に、避難行動要支援者の把握、迅速な避難行動の確保、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の保護等を行う際に、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、管轄する警察署、消防署、消防団、医療機関、福祉施設等の機関に対して、市防災担当課が管理する避難行動要支援者対象者名簿を提供することができる。

第3章 避難行動要支援者の支援体制

1. 避難行動要支援者の支援体制

避難支援体制		平常時	災害時
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿の作成・更新 ・ 避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供 ・ 避難行動要支援対象者に対して制度の周知・呼びかけ・同意申請書のとりまとめ ・ 地域への避難行動要支援者支援制度にかかる啓発 ・ 民間企業への福祉避難所開設にかかる協定締結の推進 ・ 個別避難計画の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報等を避難支援関係者へ伝達 ・ 避難行動要支援対象者名簿を避難支援関係者へ提供 ・ 指定避難所・指定福祉避難所開設
避難支援等関係者	地域 (自主防災組織・民生委員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援体制の整備 ・ 避難行動要支援者に対する見守り活動 ・ 個別避難計画の作成・更新 ・ 避難行動要支援者情報等を市及び関係者と共有 ・ 避難行動要支援対象者に対して制度の周知・呼びかけ ・ 避難行動要支援者名簿の修正に関する情報提供 ・ 避難行動要支援対象者への対応を含めた防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者に対して避難情報等伝達 ・ 避難行動要支援者の安否確認 ・ 避難行動要支援者を安全な場所へ避難誘導 ・ 可能な範囲での避難行動要支援者の救出・救助 ・ 避難所の運営
	消防署 消防団 警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の安否確認及び救出・救助 ・ 要支援者及び避難支援等関係者への避難情報等の伝達の協力

2. 市における支援体制の整備

災害時には、市においては膨大な災害関連業務が発生することが予想されるが、その中においても、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援

体制を確立し、避難行動要支援者に係る情報の伝達や安否確認、避難支援及び避難所における支援等が確実に実施できるようにしておくことが重要である。

(1) 小郡市避難行動要支援者対策実務者会議の開催

市は、庁内に、避難行動要支援者の支援を適切に行うため、小郡市避難行動要支援者対策実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置することとする。

(2) 対象となる避難行動要支援者の把握

市は、対象者となる避難行動要支援者の情報収集においては、避難行動要支援者のプライバシーに配慮しつつ、効率的かつ適正な手段により行うこととする。また、避難行動要支援者支援制度について広報誌、市ホームページ、SNS等により市民に周知するとともに、自ら避難行動要支援者名簿への登録を希望する者などの情報を収集するよう努める。

(3) 自主防災組織等の活動強化推進

市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援を実施する自主防災組織等の活動強化を推進していく。

- ・自主防災組織の平常時・災害時における組織体制や活動等を定めた初動マニュアル等の作成を積極的に支援することとする。
- ・市は、自主防災組織等で避難行動要支援者の避難誘導が実施できるよう働きかけるとともに、自主防災組織等が行う図上訓練や避難誘導訓練等を支援することとする。
- ・避難行動要支援者本人に対しては、避難支援等関係者による支援は任意の協力であることや避難支援等関係者の被災等により支援が困難となる場合もあることから、避難行動要支援者自身による自助が必要不可欠であることについて十分に理解を求めることとする。また、避難支援等関係者に対しても、避難行動要支援者の支援活動は任意の協力によりお願いするものであることを周知することとする。

(4) 情報伝達と安否確認

市は、避難情報等を確実に避難行動要支援者及び自主防災組織等へ伝達する体制を整備することとする。

災害発生時の避難行動要支援者の安否確認については、地域のネットワークの活用や公的機関との連携・連絡等により、確実に安否確認ができる体制を構築することとする。

(5) 福祉避難所の整備

市は、指定した福祉避難所において、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援

が受けられるなど、安心して生活ができるよう体制を整備しなければならない。

なお、福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、医療や介護の専門員等の確保が可能である福祉センターや特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

また、福祉避難所の体制整備を行った場合は、その施設名、場所、連絡先、避難方法等について避難行動要支援者を含む地域住民に周知しなければならない。

【小郡市内の指定福祉避難所】

施設名	所在地	受入対象者	連絡先
小郡市 生涯学習センター	小郡市大板井 1180-1	身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであり、かつ、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者	0942- 72-2111
小郡市 総合保健福祉センター あすてらす	小郡市二森 1167-1		0942- 72-2111

3. 地域における支援体制の整備

災害発生時において、避難行動要支援者の安全を確保するためには、それぞれの状況（障がいの内容、程度等）に応じた的確な支援が必要となる。そのためには、地域では、平常時から避難行動要支援者の状況把握や具体的な支援活動を行っていくための自主防災組織等による支援体制づくりをすすめていくこととする。

（1）自主防災組織等の活動強化

避難行動要支援者の支援は地域における助け合いの精神による活動が大切であり、地域は共助の担い手である自主防災組織等の活動強化を図ることとする。

- ・各自主防災組織は、平常時・災害時における組織体制や活動等を定めた初動マニュアル等を作成することに努めるものとする。
- ・自主防災組織等は、防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者の避難支援を想定した防災訓練を実施するように努めるものとする。

（2）交流と支援づくり

自主防災組織等や避難行動要支援者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりが避難行動要支援者と避難支援等関係者との信頼関係が不可欠であることから、地域での声かけや見守り活動、各種地域活動との連携を図るなど、避難行動要支援者と地域で交流を深めながら支援づくりをすすめることとする。

(3) 避難行動要支援者の状況把握

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく、災害が発生するとそれぞれの避難行動要支援者の状態によって困る内容も様々であり、避難行動要支援者の状態に合わせたサポートを行う必要があるため、避難支援等関係者は日ごろから避難行動要支援者の状態や避難支援にかかる要望を把握しておくものとする。

第4章 避難行動要支援者名簿と個別避難計画

1. 避難行動要支援者名簿への登録

災害時に支援を受けることができる者は、支援のために必要な個人情報を、地域の自主防災組織等や市等の関係機関で情報共有を行うことに同意した上で、避難行動要支援者名簿に登録した者とする。

(1) 避難行動要支援者の登録申請

避難行動要支援対象者に該当する者で、災害時における避難支援を受けることを希望し、平常時から個人情報の関係機関内での共有について承諾をする者は、登録申請書に必要事項を記入の上、市に提出することとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、避難行動要支援者から提出された登録申請書に基づき避難行動要支援者名簿を整備する。整備された避難行動要支援者名簿は、個別避難計画作成のため、必要に応じた範囲において関係者間で情報共有を図ることとする。

名簿に登録する避難行動要支援者の情報は次のとおりとする。

- ①氏名、②性別、③年齢（生年月日）、④住所、⑤行政区、⑥電話番号、⑦緊急連絡先、⑧居住及び身体の状態、⑨その他必要な事項

(3) 避難行動要支援者名簿の管理と更新

避難行動要支援者名簿の原本は市が保管し、副本は自主防災組織等が保管する。自主防災組織等においては避難行動要支援者に関する情報の漏洩防止に努め、適正に管理するとともに、取扱いについては十分注意するものとする。

自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿の更新を随時行うとともに、避難行動要支援者又は避難支援等関係者から情報の変更の申し出があった場合は、適宜、最新の情報に更新を行うこととする。

2. 個別避難計画の作成

地域の自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難計画を策定し、災害時の迅速な避難支援が行えるよう体制を整備するものとする。

(1) 避難行動要支援者情報の把握

自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の情報に加え、更に詳細な情報を収集する必要がある場合は、当該避難行動要支援対象者の本人同意を得ながら別途収集するものとする。その際、自主防災組織等は、避難行動要支援者のプライバシー等に十分配慮しながら情報収集を行わなければならない。

(2) 個別避難計画の作成

自主防災組織等は、個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者を訪問し、制度等の説明を行い、本人又は家族への聞き取りにより、個別避難計画を作成するものとし、同意を得たうえで避難支援等を行う上において特に必要となる事項を記載するものとする。

名簿情報に加え、

- ・避難支援を必要とする事項
- ・避難支援の方法
- ・非難時に持っていくもの
- ・災害発生時の支援者

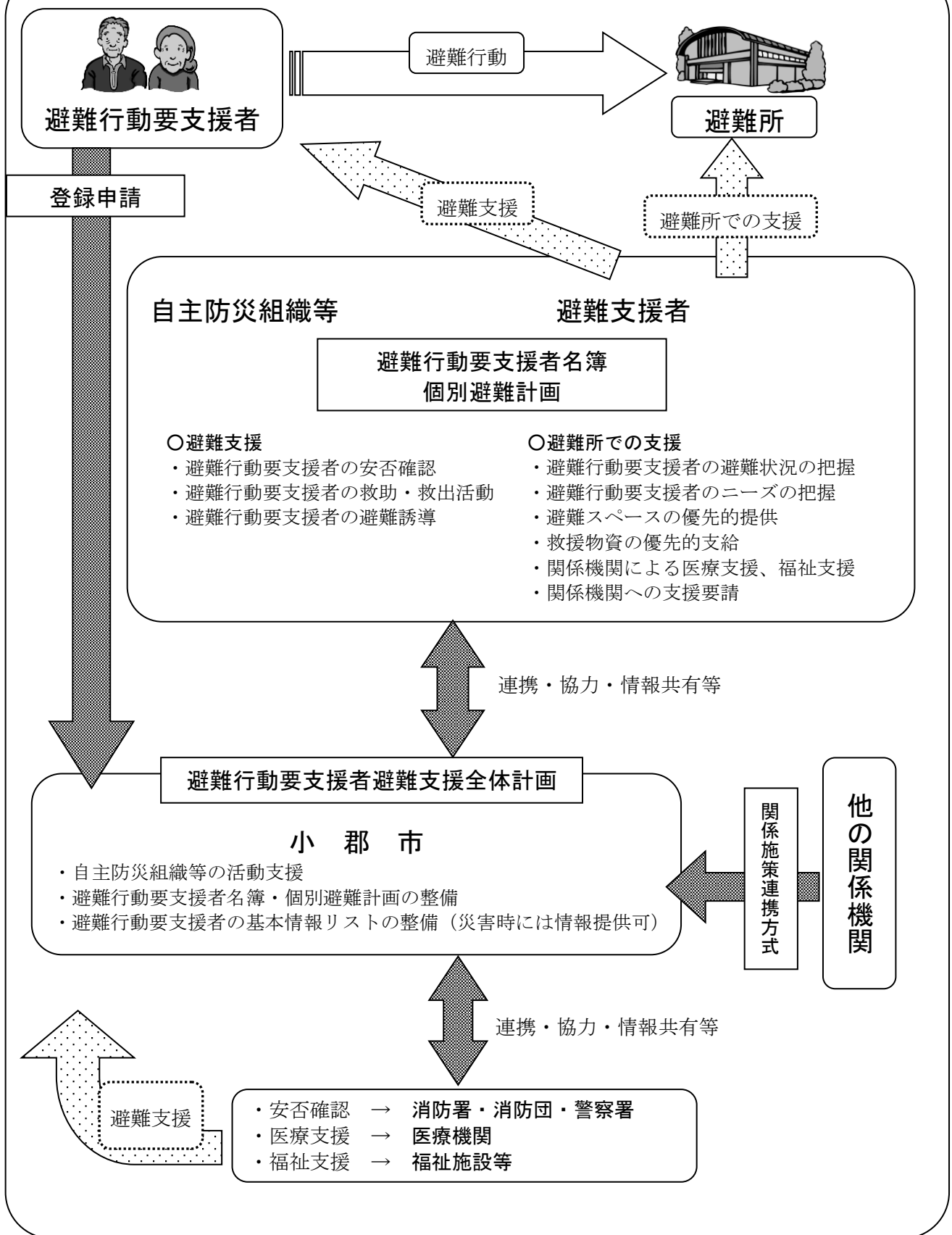
作成した個別避難計画は、支援者等の関係者間で共有を図ることとする。また、個別避難計画の原本は市へ提出するものとし、副本は、自主防災組織等が保管し、支援を受ける避難行動要支援者本人、支援者及び関係者等において情報共有を図るものとする。

(3) 個別避難計画の管理と更新

個別避難計画を自主防災組織等において保管する際は、個人情報の漏洩防止に努めるとともに、関係者以外の者が閲覧することのないよう十分注意するものとする。

自主防災組織等は、個別避難計画の更新を随時行うとともに、避難行動要支援者又は支援者から情報の変更の申し出があった場合は、適宜、最新の情報に更新を行うものとする。また、更新後は支援者及び関係者等において情報共有を図るものとする。

避難行動要支援者の避難支援のフロー



年 月 日

避難行動要支援者名簿登録申請書

小郡市長 殿

私は、災害発生時に避難行動要支援者として避難支援を受けるため、必要な個人情報を避難行動要支援者名簿に登録し、市、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員その他必要な関係者へ情報提供することに同意します。

避難行動要支援者本人の氏名：

※本人が直筆できない場合は、代理人の方の署名が必要です。

代理人の氏名 _____ 本人との関係 _____

代理人の住所 _____

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日	性 別	男・女	行政区	
住所	小郡市				電話番号		
居住の状況 身体の状況 ※該当する番号 全てに○を付けて ください。	1	高齢者	70歳以上の独居の者				
	2	高齢者	75歳以上の高齢者のみの世帯の者・				
	3	高齢者	介護認定が要介護3以上の者				
	4	身体障がい児・者	身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者				
	5	知的障がい児・者	療育手帳Aの交付を受けている者				
	6	精神障がい児・者	精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者				
	7	難病患者	特定疾患認定患者				
	8	その他	上記以外で、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難で避難支援を希望する者 (_____)				
緊急時連絡先	氏名	続柄	住所			電話番号	
避難支援を受けるにあたっての 要望事項	(例) 車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要						

避難行動要支援者個別避難計画

住所	小郡市					電話			
						携帯			
フリガナ						性別			
氏名						生年月日	年 月 日		
緊急時の連絡先	氏名				続柄	住所	電話		
					続柄				
	氏名				続柄	住所	電話		
					続柄				
避難支援を必要とする事項	※あてはまるものすべてにチェック☑ <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞こえにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族がわからない <input type="checkbox"/> その他（ ）								
避難支援の方法	※あてはまるものすべてにチェック☑ <input type="checkbox"/> 安全な場所に避難させる（場所： ） <input type="checkbox"/> 自宅の2階に避難させる <input type="checkbox"/> 近隣宅に避難させる <input type="checkbox"/> 声かけ（安否確認） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
避難の時に持っていくもの	※あてはまるものすべてにチェック☑ <input type="checkbox"/> 薬・お薬手帳 <input type="checkbox"/> めがね <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 入れ歯 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> その他（ ）								
避難支援者	氏名				住所			電話	
	氏名				住所			電話	
	氏名				住所			電話	
メモ欄									

- ・個別避難計画は自主防災組織、民生委員等の避難支援関係者と共有する。
- ・この個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また避難支援関係者が法的な責任や義務を負うものではない。

小郡市防災安全課防災係 72-2111(内線 242)